

第24回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第24回定例会

平成28年3月30日

開会 13時30分 閉会 14時37分

出席委員 (19名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 2 渡邊幹夫
	2 上原勉	1 3 山崎正勝
	3 土屋武道	1 4 花岡豊一
	5 伊藤義一	1 5 白倉令子
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 0 滝沢辰己	2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	
欠席委員	1 6 柳沢家保	2 1 田口千秋
議事録署名委員	1 0 滝沢辰己	1 2 渡邊幹夫

出席職員 (3名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 柳澤秀夫
	事務局 滝澤友一郎

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
第17回農業経営改善計画認定審査会

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊会長代理

皆様、お疲れ様です。季節的にはいつのも年より早く桜が咲いたということではありますが、農業が本格的に始動する時期になりました。それでは第 24 回農業委員会定例総会を始めます。

議長

皆さんこんにちは。ご苦労様です。桜の便りも全国のあちこちから聞こえて来て、春本番と言う事ですが、春の天気は移り易いということで、週末には雨模様の天気が入ってきました。本日は大変お忙しい中、ご苦労様です。議事の方も慎重審議で進めて行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは議事録署名人の指名をいたします。10 番の滝沢委員、12 番の渡邊委員にお願いしたいと思います。尚、本日は 16 番の柳沢委員、21 番の田口委員が私用の為欠席となっておりますのでご承知置きいただきたいと思っております。

それでは議事に入らせていただきます。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。事務局説明を願います。

事務局

それでは第 1 号議案について説明いたします。まず、資料 1 ページ、地図の 1 ページをご覧ください。まず 1 番ですが、場所的には〇〇〇〇の南。申請地は、地図の丸い形をした所から西に行った所、全部で 3 筆になります。譲受人が〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇さん。経営規模の縮小をしたいということで、〇〇さんに所有権移転をしたいという案件となっております。

続いて 2 番と 3 番は関連がありますので、一括でお願いします。場所は〇〇〇〇の南の所になります。3 ページを開いていただいて、こちらが拡大図になります。要は、〇〇さんと言う方が道を挟んで畑を持っているということ。同じく〇〇さんも道を挟んで畑を持っておりまして、現状のままだと耕作がし辛いということで、農地の交換ということになっております。交換した後は上下に〇〇が連なって耕作出来るので、耕作し易いということで今回の申請に至っております。

続いて 4 番でございます。地図は 4 ページをお願いします。申請地は〇〇〇の〇になりまして、今回の譲受人の〇〇さんがこの申請地の周辺の土地を耕作していて、譲渡人は規模を縮小したいと言う事で申請になっております。

続いて 5 番と 6 番一括でお願いします。場所は〇〇〇〇の南になります。〇〇〇へ向かう途中の所になりまして、今回〇〇の方が 3 条の

5番の〇〇〇〇さんの申請地、〇〇〇が3条の6の〇〇〇〇さんの申請地になっております。どちらのお宅も譲受人の〇〇〇〇さんに所有権移転するという申請になっております。2筆とも下限面積を満たしておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。

番号1の案件につきまして、12番渡邊委員より説明をお願いします。

12番渡邊委員

それではよろしく申し上げます。地図の1ページ。〇〇の関係ですが、〇年も前から〇〇さんが耕作しているという中で、〇〇〇〇さんが今回手放すということがございます。地図は横にしてもらって、下から2本の道があるが、左側が〇〇〇〇です。〇〇〇と書いてある左側が〇〇〇〇のソーラーが建っております、そこまでが〇〇という地区になります。左側に行って〇〇〇〇の集落、そこを真っ直ぐ上がって行くと〇〇〇〇に行く道です。申請地の1筆のすぐ上に右へ行く道路があるんですが、〇〇に行く左側に〇〇が2筆あります。〇〇さんは〇〇をやっていたが、その資金が必要ということで、〇〇さんにこれまで耕作して頂いていたが、この際〇〇さんに買っていただくということで申請をしてございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきましてご意見、質問等のある方は挙手の上、発言をお願いします。

それでは無いようですので裁決に入ります。1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員の賛成を頂きましたので、決定いたします。

続きましての案件は2と3番が関連しておりますので、一緒に審議させて頂きたいと思ひます。7番の竹重委員より説明をお願いします。

7番竹重委員

よろしくお願ひします。場所ですが、〇〇〇〇、〇〇に向かって行く県道沿いで、〇年前に県道開通に当たって、当時続いていた田んぼが寸断され現在利用状況が悪いわけです。今回有効利用を考えまして〇〇さんと〇〇さんが話し合ひで交換ということで話が進んでいっ

たものであります。問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお
願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2
と3の案件につきましてご意見、質問等のある方は挙手の上、発言を
お願いします。特に無いようですので裁決に入ります。2と3の案件
につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4番の案件につきまして20番の渡邊委員より説明
をお願いします。

20番渡邊重昭委員

それでは説明させていただきます。地図の4ページをご覧ください。○
○○○○○がありますが、新しいバイパスが出来た○○の信号から○
○○に抜ける道路です。その右側に○○があります。そのすぐ前の地
籍です。この地籍のすぐそばに○○さんが○○を作っています。その
○○に入っていく手前の○○○○さんの○○を買って自分の○○に
入る通路を作りたい。そこで大豆を作りたいという話の中で今回の話
が出ました。実は○年前に話はまとまっていたましたが、登記が出来て
いなかったということで今回登記の関係で来ています。別に問題はない
と思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見
ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは特にないようですので、裁決に入ります。4番の案件につ
きまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、決定とします。

続きまして5番と6番は関連していますので、一緒に審議させて
もらいます。今日は田口委員がお休みですので、19番長岡委員より
説明をお願いします。

19番長岡委員

それでは説明させていただきます。5番と6番一括で説明させて頂
きますので、資料の5ページご覧ください。右側上に○○○○○があり
ます。そのすぐ下が○○○○○が走っています。○○という交差点から○○○
○を下って○m位の地点になります。斜線部分が本来の申請地籍で

ありまして、譲渡人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。農業をやめたいという意思がありまして、たまたま近くに住宅がある〇〇〇〇さんとの話し合いで合意に至ったと言うことで、〇〇さんも〇〇耕作をしたいという希望があり今回申請に至りました。自宅にも近いので耕作に便利だということです。このあたりは分譲され住宅が多くなっていますが、引き続き稲作栽培をやって行きたいということです。取得条件が充分満たされていますので問題ないと思われまますので、よろしく審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。5番6番の案件につきましてご意見ご質問のある方は挙手の上ご発言をお願いします。

それでは特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の賛成と認め決定といたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは2号議案についてご説明します。5条の関係ですが、今月は8件あります。

番号1番、用途区域内で一般住宅をと言う申請です。申請人の関係は親子になっています。地図6ページです。申請地のすぐ北側に〇〇商店があります。現在は2人ともこちらにお住まいです。この度お子さんの成長に伴って新たに申請地を農地転用して住宅を建てたいという申請になっています。隣接の同意許可もとってありますので問題ないと思われまます。

続いて2番です。2番も一般住宅です。場所は〇〇です。斜線の部分を見ていただいて、接道がどうなっているかと思われまます。すぐ東側が住宅になっていまして、〇〇さんと言う方が譲渡人です。こちらの方で通路を造って申請地まで行くことになっています。面積も〇㎡と言うことで、一般住宅の〇㎡をオーバーしていますが、お父さんの〇〇さんが農業をしていて、トラクターなどが通る通路として使用したいと言う事で〇㎡となっています。4月から面積要件がなくなりますが、あくまで必要最低限の転用面積となっています。

続いて3番です。場所は〇〇の〇〇〇〇から一本西側に入った所になります。こちらも一般住宅です。譲受人と譲渡人の関係は親子です。

続いて4番になります。一般の住宅になりまして、申請人の関係は孫と祖父の関係です。使用貸借の申請になっています。場所は、〇〇の6差路の辺です。道沿いなので農業も難しいと言うことで、自宅の近くに自分の住宅を建設したいという申請になっています。

続いて5番です。住宅敷地の延長となっています。譲受人が昔から自分の敷地の形状が悪かったと言うことで、今回申請地を譲り受けまして庭を整地したいと言う事で今回の申請があがってきています。

続いて6番です。こちらは用途区域内で一般住宅と敷地と言う申請になっています。現在は両親と同居していますが、この度結婚するという事で申請地に新居を新築したいという申請になっています。隣接の同意も得ていますので問題はないかと思えます。

7番は農振除外の案件になっています。申請人の関係は譲渡人の娘さんの旦那さんが譲受人。つまり娘婿の住宅の新築のために申請地を譲り渡すという申請になっています。

続いて8番。太陽光の申請になっています。場所は〇〇との境の所になっていて、〇〇道路の南側が申請地になっています。申請地への接道については、〇〇側から道がありまして、そちらから工事、メンテナンスを行うと言うことになっています。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。これより担当委員の説明に入ります。まず番号1番の案件につきまして、2番の上原委員にお願いします。

2番上原委員

資料6ページです。場所は〇〇の〇〇〇〇沿いの集落のちょうど中央部になります。申請地の上の〇〇商店の上の道が旧〇〇〇〇です。現在は〇〇商店と書かれた建物に同居していますが、2階建ての建物の2階部分が商店になっていて道路に面していました。1階部分が住居になっていますが日当たりが悪いこともあり、少し離れたところに新居を造りたいと言うことです。特段問題ないのでよろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定をします。

続きまして番号2の案件につきまして20番の渡邊委員に説明をお

願います。

20 番渡邊委員

説明します。地図の 7 ページご覧ください。〇〇という地籍ですが、左側の大きい道路が〇〇〇〇です。旧道に入ってきて申請人の家の右側に細い道がありまして〇〇神社の境内になります。その下に申請地があります。譲受人と譲渡人は親子です。現在は夫婦と姉と一緒に住んでいますが、今回結婚するので家の隣の田んぼへ新しい家をつくってそこに住みたいということで申請が出ています。申請地に入っていく道路が見当たらないけれど自分の家の敷地を通して出入りすることになっています。隣接する田の所有者にも承諾を得ているので別段問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号 2 の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号 3 の案件につきまして 3 番の土屋委員に説明をお願いします。

3 番土屋委員

それでは説明します。地図は 8 ページになります。右下に〇〇神社があります。その右側に〇〇〇〇線、〇〇の集落の上の方という位置関係です。今回の申請地は面積は〇㎡。自分の息子に土地を貸して息子がそこに家を立てるという申請です。隣接地等の承諾も得ていますので特段問題がないと思います。隣接地も日陰の場所なので将来的には宅地になるのではないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号 3 の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号 4 の案件につきまして 14 番の花岡委員に説明をお願いします。

14 番花岡委員

よろしく申し上げます。地図は9ページをご覧ください。通称○○○○の○○の信号の陸橋がある所です。○○○○線の交わる南側になります。ちょうど道路側の2筆です。譲受人の○○○○さんのおじいさんが譲渡人の○○○○さんです。お孫さんが市内のアパートに住んでいまして、住宅を建てたいという事で今回おじいさんの土地をお借りして家を建てるという事になったと言うことです。周りは道路ですし、南側はおじいさんの住宅になっています。別段問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号5の案件につきまして19番の長岡委員に説明をお願いします。

19 番長岡委員

よろしく申し上げます。地図の10ページをご覧ください。地図の真ん中よりやや右に○○○○の表示がありますが、そのすぐ西隣に○○○○さんの家の表示があります。その方の家の宅地延長と言うことで南側〇㎡が申請になっています。以前から○○さんの敷地の形状が悪く不便だったと言うことで、だいぶ前から地権者の○○さんと交渉を持ってきましたが、なかなか良い話にならなかったようです。最近になってようやく水田の持ち主の○○さんとの話し合いがついたということで今回宅地を整形して利便性を高めたいと言うことで申請があがってきています。尚、申請地の右隣も○○さんの宅地ですが、その土地も合わせて整地をして敷地の形を整えると言うことで申請があがっています。周りは宅地が多くなってきていて周辺の農地との影響もまったくありません。申請地の左側が他のマークがありますが、これも今は宅地になっています。今回の申請に対しまして周辺の影響も問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号6の案件につきまして17番の依田委員に説明をお願いします。

17番依田委員

よろしくをお願いします。地図の11ページの真ん中辺に申請地があります。場所は国道〇〇線の南側になります。譲受人の〇〇さんは現在両親と一緒に暮らしていますが、今回結婚を機にここに戸建ての家を建てたいということです。周りも皆宅地になっていますので別段問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号7の案件につきまして1番の清水委員より説明をお願いします。

1番清水委員

地図の12ページです。〇〇保育園の手前300mほどの所にモニュメントがありまして、そこを目印に入った所にあります。譲受人の〇〇さんは娘婿です。申請地から〇mぐらいの所にある〇〇さんのお宅で同居して生活しています。〇〇さんは子供さんが産まれたことを機にこの地に住宅を建てたいということで申請を出されました。申請地の周りは〇〇さんの土地であり問題ないと思いますので宜しく審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。7番の案件に対しましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号 8 の案件につきまして 10 番の滝沢委員より説明をお願いします。

10 番滝沢委員

地図の 13 ページです。場所は国道〇〇の〇〇の交差点を〇km位左に行った所で〇〇との境の地区です。〇〇〇〇をくぐって少し行くと〇〇〇〇がある所です。道の左側には〇〇〇〇があります。譲渡人の〇〇〇〇さんは、長年耕作をしていましたが高齢で手が回らず荒廃地になっていました。譲受人の〇〇〇〇さんは自然エネルギーを活用した発電に切り替えていくべきと言う考えに至りまして、双方の意見が一致して今回の申請になりました。現地は 3 種の土地で雨水の処理や近隣の方との話し合いも付いていまして特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

それでは議案第 3 号農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。

尚、私 4 時から会議がありますので、退席させていただきます。後は渡邊代理をお願いします。

それでは議案第 3 号農用地利用集積計画について事務局からご説明をお願いします。

担い手支援担当

はい、今月の農用地利用集積計画ですが全件で〇〇件、〇〇筆、〇〇〇㎡。内利用権設定は〇〇件、〇〇筆、〇〇〇㎡。その内、新規の利用権設定が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇㎡。再設定が〇件、〇〇筆、〇〇㎡になります。続いて所有権移転は〇件、〇筆、〇〇〇㎡です。ご審議をお願いします。

議長

皆さんからご意見、ご質問はございますか。

無いようですので、この案件につきましては決定といたします。

議長

それでは第 17 回農業経営改善計画認定意見聴取会と言うことで、事務局から説明をお願いします。

認定農業者担当

それでは農業経営改善計画認定意見聴取会と言うことでお願いします。今回の案件につきましては1件、更新と言うことです。〇〇〇〇さん。共同申請者が息子さんの〇〇〇〇さん。〇〇さんの経営の内容についてはお手持ちの資料をご覧頂きますとおり、更新と言うこともあり経営も非常に安定しているという状況の中で農産加工と言うことで餅を主にやったり米を含めて宅配を積極的にやっていると、直接販売も手がけています。6次産業化に結び付けていくという状況です。それに将来に渡って更なる発展をして行けるという中で農産物の付加価値にも力を入れていくということです。農業所得につきましては現状は〇〇円ということですが、目標〇〇円にしていく予定です。変更のある所については経営面積が〇〇aから〇〇aに増やしていくということです。餅も〇〇俵から〇〇俵に増やしていくということ、又宅配も〇〇〇ケースから〇〇〇ケースに増やしていくということです。機械の関係については、トラクターの80馬力を〇台、消毒散布機を〇台増やし、もみすり機を〇台から〇台に増やす計画で進めています。労働力は現状〇人から〇人に規模を増やし、販売にも力を入れていくために雇用を考えているということです。〇〇さんは以前農業委員をされていたということで、地域農業に対しても非常に熱心で積極的にやられていると言うことでして、事務局でも特に問題ないと言うことで、説明を終わります。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明、ご意見を頂きたいと思います。清水委員よりお願いします。

1番清水委員

今6次産業が騒がれていますが、それに餅で早くから取り組まれていました。〇〇の特色を生かした米、ジャガイモ、モロコシを作り、それを宅配と直売所で大半を売りさばいています。そうすることによって直接お客様からの声が聞けるということです。たとえばジャガイモはきれいな方が贈答用に良いと言うことで土がやわらかい畑を選んだり、餅では突き加減や切り方などや、キビやアワといった餅の種類を入れたりしています。又、モロコシでは虫が付きやすいのですが、作り易さより味を求めております。暮には農産物の詰め合わせをやっている、その中に藁で作った注連縄を入れたりしてお客様と親しい関係を作り上げているところも見られ、それが長く続く秘訣かと思われれます。次はどんなアイデアが出てくるか楽しみにもしています。以上です。

議長 ありがとうございます。〇〇さんの件ですが、農業委員会からの意見がありましたらお願いします。長岡委員、どうぞ。

19 番長岡委員 共同申請にした場合の利点、たとえば制度資金を借りる場合、息子さんの申請にするのか、〇〇さんの申請にするのか、両方で借りなければいけないのか、認定農業者になっていればどちらでも良いのか、わかる範囲で教えていただきたい。

認定農業者担当 質問に対しまして、メリットで言いますと、共同申請ですと農業者年金の掛け金の割合がわかりませんが、多少減免になると言う形の中で、35歳までに共同申請されると減免になると聞いております。資金面の借り入れは、共同申請になりますので、〇〇さんが主となると思います。銀行も関連があると思いますが、共同申請者であっても借りられると認識しております。経営体の経営状況によって銀行の貸し借りができるかということはあると思います。ただ、国からの補助に関しては申請者の方での対応になると思いますので、共同申請者での補助はたぶんないと思われます。申請者の名前で補助金の関係申請を行なって来ていますので、その点ご承知おき頂きたいと思います。回答になっているかわかりませんが、宜しく申し上げます。

議長 ありがとうございます。他にご意見がございましたら出してくださいと思います。渡邊代理どうぞ。

渡邊代理 目標の機械施設ですが、消毒散布機〇台とありますが、これは具体的に何ですか。

事務局 内容については細かい所まで聞いておりません。よろしく申し上げます。

渡邊代理 消毒散布機はモロコシの消毒の時に使うのではないか。

渡邊代理 軽トラに乗せる1セットのものか。

清水委員 モロコシの間を通りながら小型の小さいタンクを付けてローラーが付いていて消毒していく物では。

渡邊代理 タンク容量はどのくらいか。

清水委員 ○〇〇位ですかね。

渡邊代理 今、現状ではないんですね。

清水委員 そうだと思いますが。

渡邊代理 これはけっこう大きいので、ちょっと考えたほうがいい。

清水委員 状況が良くわからないです。

議長 他にご意見がありましたら出してください。
はい、それでは特にないようですので意見聴取は以上にさせていただきます。ありがとうございました。
それでは本日の議事は以上で終了ですが、全体を通して何かご意見ご質問等ありましたら出してください。
それではないようですので、以上で議事は終了させていただきます。スムーズな進行ありがとうございました。

議事録署名人_____

議事録署名人_____